

ペット保険ねっと・ペティーナ普通約款

(当会社の責任)

第1条 当会社は、証書記載の被対象動物が身体傷害または疾病を被り、日本国内で診療がなされたことにより、被契約者が支払った病氣とケガの費用に対し、この約款に従い給付金を支払います。

(責任の範囲)

第2条 当会社は、契約期間内に被対象動物が身体傷害または疾病を被り、その直接の結果として被契約者が支払った費用に対し、第7条(免責)に該当する診療費を除いた金額に支払割合を乗じた金額を給付金の額として支払います。
2 当会社は、前項の規定に関わらず、この契約が初年度契約の場合、診療の原因となった身体傷害または疾病を被った時期が、責任開始日以前の場合、給付金は支払いません。

(てん補の範囲及び責任の限度)

第3条 当社がてん補すべき給付金の額は、当会社の定める費用に限るものとします。
尚、当会社の給付金限度額は、当会社の定めるてん補限度額を支払限度とします。

(引受け可能年令及び支払限度額)

第4条 当会社の引受け可能年令及び支払うべく給付金額は、次表に掲げるプラン形態に応じ、第7条(免責)に該当する診療費を除いた金額に支払割合を乗じ算出した額が、年間限度額を超えないものとします。
尚、一請求当たりの給付金お支払い限度額は10万円までとします。

形態	引受け可能年令	給付金の範囲	支払割合	年間限度額	※一請求当たりの給付限度額
まとめてプラン	満8才まで	通院・手術・入院給付金	50%	20万円	10万円まで
ゆとりプラン		通院・手術・入院給付金	70%	30万円	

※一請求当たりの給付限度額とは、当会社の給付金請求は約款第11条の30日請求規定に基づき、診療初日から30日間の診療分が一請求となります。

(責任の始期及び後期)

第5条 当会社の責任は一年間とし、証書に記載された契約期間初日の午前0時に始まり末日の午前0時に終わります。
尚、初年度契約の場合、契約開始後40日間は待機期間とし、保障開始は41日以降となります。
2 ご加入にあたり初回のみ入会金2,000円が別途必要です。尚、既ご契約中のご加入者から紹介されご加入の場合、入会金は不要とします。

(告知義務)

第6条 契約締結の際、契約者またはその代理人は、被対象動物の疾病経歴等の健康状態を当会社の定める様式に従い「加入申込書兼告知書」に事実を記載しなければなりません。
尚、被対象動物の満年齢が6才以上の場合、当社が定める健康診断(一般検査・血液検査・尿検査:申込日前30日以内のもの)を受けなければなりません。
※お申込者の健康診断費用ご負担の基、お申込み頂いても審査の結果お受できない場合があります。
2 当会社は、契約締結の際、契約者またはその代理人が故意または、過失によって、告知書の記載事項について、当社に知っている事実を告げず、また不実のことを告げたときは、証書記載の契約者の住所に宛てた文書通知をもって、この契約を解除できます。
3 前項の規定は、次の各号の場合は適用しません。
①第2項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合
②当社が契約締結の際、告げなかった事実または告げた不実のことを知り、承認した場合
③契約者またはその代理人が、告げなかった事実または告げた不実を書面にて当社へ更正を申請し、承認された場合
尚、先天性疾患及び持病と思われる疾病についても同様とします。
④当社が告げなかった事実または告げた不実のことを知り、その日から30日以内に文書による解除通告を行わなかった場合
4 前2項の解除が、疾病及び事故によって被対象動物の被った傷病の発生後でも、当社は給付金をてん補しません。すでに給付金をてん補していたときは、当社はその返還を請求することができます。

(免責)

第7条 当会社は、次の各号に掲げる事由によって被った被対象動物の傷害については、給付金を支払いません。
①契約者またはその代理人による故意、過失、犯罪、闘争、自殺行為により生じた被対象動物の事故
②法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒酔い・心身喪失・薬物等(シンナー、大麻・麻薬等)による状態で車両を運転し生じた被対象動物の事故
③火災・地震・津波・火山噴火等、天災により生じた被対象動物の事故
④戦争・騒乱・暴動により生じた被対象動物の事故
⑤日本国外での被対象動物の治療費用
⑥核燃料等による放射能汚染により生じた被対象動物の事故
⑦被契約者以外の第三者管理下において生じた被対象動物の事故
⑧各種のイベント参加(公式、非公式に係わらず)において生じた被対象動物の事故
⑨獣医師または動物看護師の不作為行為により生じた被対象動物の事故
⑩契約が初年度契約の場合、診療の原因となった身体傷害または、疾病を被った時期が待機期間及び責任開始日以前の場合
⑪被対象動物の飼育において基本的管理は「動物の愛護及び管理に関する法律:動管法」により定められており、その基本的管理を怠って生じた事故(誤飲・誤食・脱走等)
⑫次の各項目に記載の被対象動物の生殖・予防措置及び症例措置あるいは、健康維持・健康増進等に係わる費用
●妊娠、出産(帝王切開含む)、去勢、避妊費用 ●断耳、断尾等の美容整形費用
●声帯除去費用 ●外部依頼検査費用(血液検査、病理検査、菌培養等)
●混合ワクチン接種費用、駆虫薬、駆除剤、フィラリア予防薬及び検査費用
●乳歯抜歯、歯切・歯牙・不正咬合等の歯科更正費用及び歯石除去(ポリッシング含む)費用
●停留鞏丸、臍ヘルニア、そけいヘルニアの費用 ●義歯、義足、義眼等の形成費用
●老衰に伴う介護費用、安楽死費用・遺体処置費用 ●人工透析
●療養食品(フード)、療養剤(ビタミン剤、サプリメント等)費用
●鍼・灸療法、アロマ療法、免疫療法(ホメオパシー)、減感作療法、レーザー療法、温泉療法、薬浴療法等(漢方薬含む)の代替医療の費用
●健康診断費用(血液検査含む) ●指導料、相談料(カウンセリング料含む)

- トリミング、爪切り（狼爪除去含む）、耳そうじ、肛門腺処置、涙やけ処置の費用
- シャンプー（薬用シャンプー含む）、歯磨き用品、エリザベスカラー、薬浴剤費用、検便・検尿容器
- その他の費用
 - ・ ホテル（宿泊、一時預かり） ・ 往診料、時間外診察料 ・ 特別診察料 ・ 文書作成料 ・ 病院会費 ・ 消費税

⑬ 次に記載する疾病（但し、予防接種等、予防措置の有効期限内であれば補償対象となります）

【犬の場合】

- ・ パルボウイルス感染症 ・ パラインフルエンザ感染症 ・ ジステンパー ・ 伝染性肝炎
- ・ アデノウイルス感染症 ・ コロナウイルス感染症 ・ レプトスピラ感染症

【猫の場合】

- ・ ウィルス性鼻気管炎 ・ カリシウィルス感染症 ・ 汎白血球減少症 ・ 猫白血病ウィルス感染症 ・ クラミジア感染症

⑭ 狂犬病・猫エイズ・フィラリア症（フィラリア症については、定期的に予防薬を服用し、発症したものは給付金支払いの対象となります）

⑮ 被対象動物に関して寄生虫駆除（回虫・ノミ・ダニ等）を怠って発症した疾患 ⑯ 掛金の未収納がある場合

⑰ 第 11 条（給付金の請求と支払）において、同条 1 項の傷害発生の事実の日（診療初日）から 31 日以上経過した給付金請求、また、同条に掲げる給付金請求に必要な書類をご提出頂けない場合

(変更の通知)

第 8 条 この契約締結後、次に掲げる事項に変更が生じた場合、契約者は遅滞なくその事実を文書にて通知しなければなりません。

- ① 契約者の変更 ② 契約者の住所、連絡先変更 ③ 掛金支払い方法変更

④ 被対象動物の死亡・失踪・譲渡

2 契約者が、前項各号の義務を果たさなかった場合、次に掲げる不利益を被ります。

● 当会社から契約者へお知らせ等の通知を行うとき、郵便不達により当会社へ返送された場合、最終の通知をもって送達したものとみなし、当会社に変更の通知がなされるまで給付金は支払いません。

3 基本プランの変更については、ご継続時より適用とし改めて変更時の加入年齢を適用するものとします。尚、前プラン適用の健康割引は、変更後のプランには適用されません。

また、被対象動物の到達年齢適用により、満 6 才以上の場合、第 6 条 1 項に定める健康診断書の提出が必要となります。

4 前 1 項の変更に伴う証書の再発行には手数料（1 頭あたり 300 円）が必要となります。

(重複契約の通知)

第 9 条 契約時にこの契約全部または一部について支払い責任を同一とする他の会社との保険契約がある場合（重複保険契約）、当会社へ必ず通知し、承認を得なければなりません。尚、他の保険契約がないものとして算出した支払責任額が損害の額を超えるときは、次の算出によって算出した額を給付金として支払います。

【算出式】

$$\text{当会社の支払給付金の額} = \frac{\text{本契約の支払責任額}}{\text{それぞれの保険契約の支払責任額の合計額}} \times \text{支払責任額}$$

2 給付金お支払い後、申告を受けていない重複保険契約の事実が判明した場合、当会社は、既にお支払いの給付金額と上記算出額の差額について、給付金返還の請求を行います。また、当会社と契約締結後、他のペット保険会社と重複契約を締結するときも当会社に申し出て承認を得なければなりません。

3 前項の手続きを怠り、重複の事実が判明したとき、当会社が前項の承認を得るまでに生じた事故については、給付金のてん補をしません。また、すでに給付金をてん補していたときは、その返還を請求することができます。

(事故の発生)

第 10 条 契約者またはその代理人は、被対象動物が身体的傷害を被り、その結果、給付金の請求事由が生じた場合は、その事由が発生した日から 7 日以内に、その旨を電話、Fax、Email、文書のいずれかにて当会社に通知しなければなりません。

契約者またはその代理人が前述の通知を怠り、または、不実の通知を行った時は、当会社は給付金を支払わない場合があります。

また、この場合、当会社が被対象動物に関する診療記録の開示を求めたときは、これに同意しなければなりません。

2 契約者またはその代理人が、当会社の認める正当な理由がなく前項の診療記録開示規定に違反したとき、または、傷病発生通知の内容で不実のことを告げた場合は、給付金のてん補を行いません。

(給付金の請求と支払)

第 11 条 契約者またはその代理人が給付金を請求する場合、その事実発生の日からその日を含めて 30 日以内に当会社の定める別表 1.「給付金請求の必要書類」を完備して当会社へ請求しなければなりません。

尚、前第 10 条の通知を怠り、また前述の給付金請求期間を超える給付金請求の場合は、当会社は給付金を支払いません。

2 当会社は、前 1 項の必要書類が完備していることを確認し、受領の日から 15 営業日以内に日本国通貨によって、契約者またはその代理人が指定する金融機関口座へ給付金を支払います。

但し、第 16 条（掛金支払義務）に該当する場合は、その規定に従うものとします。

3 当会社は、前 1 項において必要な調査を要する場合、また前 2 項の期間内に調査を完了できない時は、その理由を契約者またはその代理人に連絡し、調査を完了後、遅滞なく給付金を支払います。

4 給付金請求に伴う郵送料等の費用は請求者負担となります。

5 前 4 項に関連し、前 1 項の 30 日規定の給付金請求において、25 日を経過して給付金請求がない場合は、当会社より契約者またはその代理人へ給付金請求の事実確認を行います。

その場合、契約者またはその代理人が第 10 条の通知義務を怠った場合、または契約者の指定する連絡先が不通の場合は、この限りではありません。

【別表 1. 給付金請求の必要書類】

No	提出書類	給付金の種類		
		通院	入院	手術
1	保険金請求書	○	○	○
2	診療費明細書 ・ 注射料の内訳明細（内容と金額） ・ 処置料の内訳明細（内容と金額） ・ 内用薬の内訳明細（内容と金額） ・ 外用薬の内訳明細（内容と金額） ・ 検査料の内訳明細（内容と金額）	○	○	○
3	入院・手術費用明細（内容と金額）		○	○

- 6 前項【別表 1.No3 入院、手術費用明細】において、複数の手術を同時に実施し、給付対象外費用の第7条（免責）が含まれ、関連費用（麻酔料等）の細分が困難な場合は、その手術費用の按分比に基づき関連費用を按分し給付対象外とします。
- 7 当社は、前項のほか、その他必要と認める書類の提出を求めることができます。
- 8 前5～7項の書類を提出しなかったとき、また不実の記載をし、もしくは事実を記載しなかったときは、当社は給付金をてん補しません。
- 9 当社は、前1項の請求が慢性疾患（定期的・継続的に治療を必要とするもの）と診断された場合、その疾病に対する給付金のてん補を年2回までとします。※約款第21条(慢性疾患条件付き不担保特則) 関連

(契約の無効)

- 第12条 初年度契約ならびに契約更新において、当社の通知する必要手続きが、所定の期日までにない場合は、この契約は無効となります。
- 2 第三者のために、この契約を締結し、その旨を告知しなかった場合は無効となります。
 - 3 同一の被対象動物について、当社の複数の契約を締結するに至った場合は当初契約の契約を有効とし、その他の契約は無効とします。尚、無効となった契約において、既に払い込まれた掛金は全額返戻します。

(契約の失効)

- 第13条 この契約締結後、被対象動物が死亡・失踪・譲渡した場合、遅滞なくその旨を文書にて通知しなければなりません。この場合、この契約は効力を失い失効します。
- 2 失効の効力は、当社が前項の文書通知を受けた日とします。
 - 3 失効の場合、当社は、既に払い込まれた掛金（年掛金）から未経過期間（申請日の翌月以降）を月単位に換算し、別表 2.返金料率によって計算した残額を返戻します。
- 但し、既契約経過期間において給付金支払い事由が発生し、給付金のお支払いがある場合は、掛金の返戻はありません。また、月払いで、給付金お支払いの事由がある場合は、未経過期間の掛金を一括して払い込まなければなりません。

【別表 2.返金料率】

既経過期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月
返金係数	92%	83%	75%	67%	58%	50%
既経過期間	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月
返金係数	42%	33%	25%	17%	8%	0%

- 4 契約開始後、2回連続（月払いの場合）して掛金の払込がない場合には、滞納初月の午前0時より本契約は失効となります。尚、滞納期間に発生した被対象動物の傷病については、給付金お支払いの対象外となります。

(契約の解除)

- 第14条 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合、30日以内に証書記載の契約者住所宛に送付する文書によって、この契約を解除することができます。
- 尚、当社から契約者へ通知を行うとき、郵便不達等により連絡がつかない場合、発送日の通知書をもって送達したものとみなします。（郵便不達の責は負いません）
- また、この契約の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① 契約者またはその代理人が、搾取を目的に被対象動物の身体傷害を被った事実が判明した場合、当社は、この契約を解除するとともに賠償請求の権利を有します。
 - ② 給付金請求において、第10条（事故の発生）及び第11条（給付金の請求と支払）に定める規約の遵守がなく、注意勧告にも関わらずその改善が見られない場合。
 - ③ その他、当社がこの契約を解除する相当の理由があると認めた場合。
 - ④ 解除の場合、当社は、前2号及び3号に該当するとき、既に払い込まれた掛金（年掛金）から未経過期間（通知日の翌月以降）を月単位に換算し、別表 2.返金料率によって計算した残額を返戻します。
- 但し、既契約経過期間において給付金支払い事由が発生し、給付金お支払いがある場合は掛金の返戻はありません。
- ⑤ 掛金月払いの場合は、事実発生の翌月からの掛金振替停止とします。
- また、給付金お支払いの事由がある場合は、未経過期間の掛金を一括して払い込まなければなりません。

(契約の更新)

- 第15条 当社は、契約を更新する場合、満期日の約40日前までに次に掲げる内容の更新通知書を契約者へ送付します。尚、当社から契約者へ通知を行うとき、郵便不達等により連絡がつかない場合、発送日の通知書をもって送達したものとみなします。
- （郵便不達の責は負いません）
- ① 契約の条件に変更がない場合、当初契約と同一の内容を送付
 - ② 契約条件を変更して更新する場合
 - 更新契約の場合、到達年齢に基づき掛金に変更されます。
 - 更新時にプラン形態変更の場合は、変更時の被対象動物到達年齢とし、掛金に変更されます。
 - 第18条（掛金の割引特則）により、契約者またはその代理人の支払うべく掛金が更新時に変更されます。
 - 第21条（慢性疾患条件付き不担保特則）に定める慢性疾患に該当する更新の場合は、条件付き不担保特則を適用して、更新を引き受ける場合があります。
 - ③ 契約更新しない場合
 - 契約者またはその代理人が、第8条（変更の通知）に定める通知義務を怠り、連絡が取れない場合。
 - 契約者またはその代理人が、掛金の支払義務を怠り、当社の通知する払込方法によって所定の期日までに掛金の支払いがない場合
 - この契約の契約期間内に未払掛金がある場合。
 - 第10条（事故の発生）の通知義務及び第11条（給付金の請求と支払）1項に定める規約の遵守が見られない場合。
 - 当社は、収支状況検証の結果、更新契約の引受が困難になった場合は、当社の定めにより更新契約をお断りする場合があります。
- 2 前項①、②号の更新通知書に対し、契約者から当社が指定する期日まで（満期日の約20日前）に特段の意志表示がない場合は、その更新通知書の記載内容で更新を了承したものとします。
 - 3 前1項①、②号及び前2項により、この契約が更新された場合、当社は契約者へ契約更新の証書を発行し契約の証とします。

(掛金の支払義務)

- 第16条 掛金払込方法が口座振替で月払いの場合
- ① 契約者は、契約締結と同時に当社の通知する払込方法によって、所定の期日までに初回掛金を払込み、2回目以降の掛金については、当社指定の払込期日までに払込まなければなりません。
 - ② 前号の払込期日までに掛金払込がない場合、当社の通知する払込方法により、翌月の20日までに未払掛金を払込まなければなりません。

- ③ 契約者が、前各号の義務を果たさなかった場合、次に掲げる不利益を被ります。
- 未払掛金払い込みに伴う延滞手数料（振込手数料、延滞手数料）は、契約者負担となります。
 - 当社は、未払掛金払い込みの収納確認まで、給付金を支払いません。
 - 未払掛金が前②号の期日を経過しても掛金の払い込みがなされない時は、月単位の応答日に遡り、この契約は効力を失い失効します。
- 2 掛金払込方法が年払いの場合
- ① 契約者は、契約締結と同時に当社の通知する払込方法によって、所定の期日までに掛金を払い込まなければなりません。
- ② 契約者が、前号の払込期日までに掛金の払い込みがなされない時は、この契約は無効となります。

(オプション特約特則)

第 17 条 当社は、オプション特約として次に掲げる特約を引き受けます。尚、追加・変更等は更新時より適用されます。

- 混合ワクチン接種特約：月掛金犬 500円/頭 月掛金猫 400円/頭

尚、被対象動物に応じ次のとおり年 1 回混合ワクチン接種特約給付金をお支払いします。

※混合ワクチン接種特約給付金のお支払いには、当期ご契約期間内の接種証明書が必要となります。

- ① 犬 7,000 円(混合ワクチン 5 種以上) ② 猫 5,500 円(混合ワクチン 3 種以上)

(掛金の割引特則)

第 18 条 ●多頭割引

当社の契約に 2 頭以上加入している場合、掛金は基本掛金 10%を上限に割引を行います。

但し、既に契約を締結し、この期間内に追加加入の場合、当初契約の被対象動物については更新時からの割引適用となります。

- ① 2～3 頭：5% ② 4 頭以上：10%

●予防割引

① 過去 1 年以内に混合ワクチン接種を終えている被対象動物について有効期限を越えていないことを確認し、その証明書提出をもって基本掛金 5%を上限に割引します。

② 更新契約において、当社が指定する期限までに前①号の証明書提出がない場合、この割引は適用しません。

③ 前②号に関連し、掛金に差額が発生した場合、契約者は、当社が指定する期日までにその差額を振り込まなければなりません。

●去勢・避妊割引

① 過去、去勢・避妊手術を終えている被対象動物については、その証明書（診療明細書等）提出により基本掛金 5%を上限に割引します。

② 去勢・避妊手術証明書がない場合、当社より当該動物病院に確認することで割引適用する場合があります。

●健康割引

この契約期間内（1 年間）に給付金のご請求がない被対象動物については、更新契約時より基本掛金 10%を上限に割引します。

- ① 1 年間無疾病、無傷害：5% ② 2 年間以降無疾病、無傷害：10%

尚、この健康割引は給付金お支払いの事実とともに次期更新時は適用されません。

●年一括割引

当社は、掛金のお支払いが年一括の場合、月掛金 1 ヶ月分を上限に掛金を割引します。

第 19 条 (健康返戻金特則) 廃止

(無疾病・無傷害血液検査サポート特則)

第 20 条 当社は、一年間無疾病・無傷害の場合、翌年の健康診断を目的とした血液検査を希望されるご契約者に被対象動物の検査費用 50% (3,000 円限度) を支払います。

(慢性疾患条件付き不担保特則)

第 21 条 当社は、この契約が更新契約の時、慢性疾患に該当する場合は、条件付き不担保特則（契約期間中、年 2 回までの給付金支払い）を適用し、更新を引き受けるものとします。

尚、当社の給付金請求は、診療初日から 30 日以内の給付金請求を 1 回と規定しています。

また、慢性疾患とは、悪性腫瘍・糖尿病・心臓病・慢性肝炎・慢性腎炎・白内障・てんかん・アレルギー皮膚炎等、その他定期的・継続的に診療を要する疾病をいいます。

(代 位)

第 22 条 当社が給付金を支払った場合、当社はその支払った給付金額を限度として、また契約者またはその代理人の権利を書さない範囲内で、その損害について第三者に対し有する権利を代位取得します。

- 2 契約者またはその代理人は、前項の権利の保全・行使ならびに当社が必要とする証拠及び書類の入手に協力しなければなりません。この場合、当社に協力する為の費用は当社が負担します。

(仲 裁)

第 23 条 当社と契約者との間において、傷病等の補償について争いが生じたときは、当事者双方が書面によって選定する各 1 名ずつの評価者の判断に任せます。

もし、評価者の間で意見が一致しないときは、双方の評価者が選定する 1 名の裁定人が裁定するものとします。

(準拠法)

第 24 条 この契約約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

(訴訟の提起)

第 25 条 この契約に関する訴訟については、日本国内の裁判所に提起するものとします。

株式会社ペティーナ
〒869-1236 熊本県菊池郡大津町杉水 3542-62
フリーダイヤル 0120-281-394

2019 年 4 月版